



# かながわ湘南西

## 障福ナビだより



令和 3 年 9 月 30 日 第 115 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室

〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail:soudan@jousei.or.jp

### 第 1 回湘南西部圏域 重心・医療的ケア支援 NW 開催報告



令和 3 年 9 月 10 日（金）に Zoom で開催しました。圏域内では、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討が始まっていますが、今後の本格的な議論に向けて、神奈川県障害福祉課、医療課から、最新情報も含めたその現状について説明いただきました。モデル地域である横須賀・三浦圏域の「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」で協議されている、医療的ケア児等コーディネーターの果たす地域での役割、担う業務、構築される相談受付体制など、大変参考となる貴重な情報でした。

今年 7 月 3 日、8 月 14 日の大雨では、圏域内市町でも警戒レベル 4 避難指示が複数箇所が発令され、緊張が走りました。災害に関する議題では、当事者・ご家族から、“災害発生時に自宅に近い福祉避難所を利用できるか”という質問や、“一次避難所はベッドが無いためおむつ交換できない可能性があるので避難先として利用しづらい”といった意見が挙がりました。それに対し行政からは、一次避難所開設から福祉避難所開設までに通常であれば概ね 4 日程かかる現状の説明がありました。昨今の大雨災害リスクとそれによる避難指示発令の可能性を考えると、医療的ケアを必要とする方が安心して避難できる（静養場所や電源が確保された）避難所をタイムリーに利用できる環境を整えることは、喫緊の課題であることを共有しています。個別事例では、“地域の自治会長さんの協力で人工呼吸器を使用する方の避難訓練を計画していたが新型コロナの影響で実施できていない”ことや、“大雨で人工呼吸器を使用する方の自宅付近が浸水し始めたため、自宅 2 階への避難の援助を救急に依頼したが、水が引き始めたので避難せずに済んだ”ことが報告されました。災害に備えるため、まずは主治医に電源確保も含めて相談するところから始めたほうが良いという意見が挙がっています。電源確保に関しては、神奈川県の一部の地域で、人工呼吸器を使用している方の日常生活用具として、令和 2 年以降、正弦波インバーター発電機等の支給が始まっていることを事務局から報告しています。

そのほか、ケア付き通学支援の進捗、短期入所事業所の令和 2 年度実績と現状・課題、コロナ禍での医療的ケア児者ご家族の健康状態に関するアンケート調査結果、ネットワーク名称変更案について報告、意見・情報交換しています。

## 第6期神奈川県障がい福祉計画について

第6期の計画期間は、国が一律に令和3年度から5年度までと定めています。神奈川県では、新型コロナウイルスの影響等を踏まえて策定を1年延期し、令和5年度末までの目標を令和3年度末までに策定することになっています。国の基本指針を踏まえつつ、神奈川県が独自に推進する「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」などをどのように計画に盛り込んでいくのかがポイントになります。



この点に関しては、令和3年6月及び9月に開催された「神奈川県障害者施策審議会」では、“当事者団体もきちんと一緒になって、この話を進めていってほしい”などの意見を踏まえて、骨子案が検討されているところです。また、令和3年7月に書面開催された、「第30回神奈川県障害者自立支援協議会」では、計画に対する意見が聴取され、8月以降は各圏域協議会に対しても追加して意見を聴取しています。なお、令和3年7月から「当事者目線の障害福祉に係る将来展望委員会」が開催されており、10月の第5回会議では、中間報告のとりまとめが行われる予定です。そしてこれらを踏まえ、令和3年11月に開催される「神奈川県障害者施策審議会」において、第6期神奈川県障がい福祉計画の素案が報告される見込みです。本紙で触れた会議については、神奈川県のホームページに議事録や会議資料が掲載されています。どれも大変参考になる資料ですので、ご自身で確認してみることをお勧めします。

### 「医療的ケア児等コーディネーター」の“等”とは？



本誌1面の記事で取り上げた会議において、「医療的ケア児等コーディネーター」の“等”には、成人も含まれるのかという質問が挙がりました。それを受け、神奈川県障害福祉課から、厚生労働省に確認した結果として、以下の回答をいただきました。

医療的ケア児等総合支援事業実施要綱の1事業の目的に示される、「人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児」が「医療的ケア児等」となる。

厳密に言えばこの定義に該当するが、一律に18歳を境に支援を途切れさせることは望ましいとは考えない。このため、定義上18歳までが支援範囲ではあるが、18歳以降も必要に応じて対応いただきたいという趣旨でご理解いただきたい。

医療的ケア児の方々への支援体制が整うことで、医療的ケアを必要とする成人の方々へも、様々な波及効果が期待されます。